

知って  
おきたい

# みんなの年金ガイド

今月の年金相談

8月3日(木)

10:30～12:00

13:00～15:00

完全予約制

次回は9月7日(木)です。

第2委員会室

## 繰上げ受給と繰下げ受給について

### ○早くもらう繰上げ受給と遅くもらう繰下げ受給

老齢基礎・厚生年金は、原則として65歳から受け取ることができますが、ご希望により受給開始年齢を60歳～75歳の間から選択できます。ただし、繰上げ（繰下げ）手続き後の取り消しや修正はできないため、減額（増額）された年金額を生涯受給し続けることになります。

【繰上げ受給】繰上げによる減額率は1か月あたり0.4%（最大24%減額）

例） 保険料満額納付済みの方が、12か月早めて64歳時に請求した場合  
 $0.4\% \times 12\text{か月} = 4.8\%$ の減額(年間になると約38,160円減額)

【繰下げ受給】繰下げによる増額率は1か月あたり0.7%（最大84%増額）

例） 保険料満額納付済みの方が、12か月遅く66歳時に請求した場合  
 $0.7\% \times 12\text{か月} = 8.4\%$ の増額(年間になると約66,780円増額)

※上記は令和5年度の受給額をもとに計算しています。

※原則として、老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に繰上げ請求をする必要があります。

### ○出張年金相談日の変更について

今年度のお出張年金相談について、下記のように日程が変更となりました。

出張年金相談は「完全予約制」となっております。相談をご希望される方は、お早めに八雲町役場 住民生活課社会係(☎0137-62-2112)までご連絡ください。なお、ご予約の際には、ご本人の基礎年金番号と配偶者の基礎年金番号をお伺いしますので、あらかじめご用意をお願いします。

#### 出張年金相談所 開設日

9月7日(木)	11月9日(木)	令和6年1月11日(木)	令和6年3月7日(木)
---------	----------	--------------	-------------

※10月・12月・2月については相談所を開設しません。

※会場については、変更になる場合がありますので、毎月の「広報やくも」にてご確認ください。

※予約状況により、ご希望の日時を指定できないことがございますので、あらかじめご容赦願います。

#### 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課) ・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		☎0138-31-9086 ※アナウンスに従いおかけください。
役場窓口	住民生活課社会係 熊石総合支所住民サービス課		☎0137-62-2112 ☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。